

参議院内閣委員会會議録第一号

昭和三十三年十二月十一日(木曜日)午前十時五十九分開会

委員氏名

委員長 永岡 光治君
理事 大谷 藤之助君
理事 松岡 平市君
理事 矢嶋 三義君
理事 竹下 豊次君
理事 木村 篤太郎君
理事 西川 弥平治君
理事 佐藤 清一郎君
理事 重宗 雄三君
理事 苦米 地義三君
理事 堀木 鐵三君
理事 増原 恵吉君
理事 松村 秀逸君
理事 伊藤 顯道君
理事 近藤 信一君
理事 千葉 信君
理事 藤田 進君
理事 松本 治一郎君
理事 高瀬 莊太郎君
理事 八木 幸吉君

出席者は左の通り。

委員長 永岡 光治君
理事 大谷 藤之助君
理事 松岡 平市君
理事 矢嶋 三義君
理事 竹下 豊次君

委員

堀木 鐵三君
松村 秀逸君
近藤 信一君
千葉 信君

事務局側

常任委員 藤田 進君
専門委員 杉田 正三郎君

本日の会議に付した案件

○調査承認要求の件

○委員長(永岡光治君) これより内閣委員会を開会いたします。

調査承認要求の件についてお諮りいたします。従来本委員会において調査を続けて参つております国家行政組織に関する調査、国家公務員制度及び恩給に関する調査並びに国防衛に関する調査につきましても、今期国会におきましても、引き続き調査を進める必要があると思存しますので、従前の要領により、調査承認要求書を、議長あて提出することによりたいしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

それでは、次回は明日十二月十二日午前十時から開会することにいたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時一分散会

十二月十日本委員会に左の案件を付託された。

一、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十条の二」に、「第八十八条・第八十九条」を「第八十八条・第九十条」に改める。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(他の法令による療養との調整)

第二十三条の二 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行わない。

第二十四条を次のように改める。

(被扶養者)

第二十四条 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持するものとする。

一 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び弟妹

二 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外のもの

三 組合員の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子であつて、

組合員と同一の世帯に属するもの

第三十条第一項中「行ふべき給付」を「行つた給付」に改め、第四章第一節中同条の次に次の一条を加える。

(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十条の二 偽りその他不正の行為により組合から給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用に相当する金額(その給付が療養であるときは、第三十三条第一項第三号又は第四号の規定により支払つた一部負担金に相当する額を控除した金額)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第三十三条第一項第四号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ二に規定する保険医をいう。以下同じ。))が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十三条第一項第一号及び第二号中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同項第三号を次のように改める。

三 組合員(他の法律に基く共済組合で療養に相当する給付を行ふものの組合員を含む。)のため

の療養を行うことを目的とする医療機関又は薬局で組合員の療養について組合が契約しているものからこれを受けることができる。この場合において、組合は、健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定に基き厚生大臣の定める基準(以下この条において「厚生大臣の定める基準」という。)を参照して運営規則で定める基準の範囲内で当該医療機関又は薬局にその費用を支払ふ。

ただし、組合は、運営規則の定めるところにより、同法第四十三条ノ八の規定の例により算定する一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額の全部又は一部を組合員に支払わせることができる。

第三十三条第一項第四号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「厚生大臣の定める基準」を「厚生大臣の定める基準(以下この条において「厚生大臣の定める基準」という。))」に改め、同条第二項中「医療機関」以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関」に、「又は手当」を「

薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生

大臣の定める基準による初診料」を「二部負担金」に改め、同条第三項を削る。

第三十四条第一項中「被扶養者が第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときははる」被扶養者は「任意の医療機関からこれを受ける」を「第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受ける」に、「組合は、同条」を「組合は、前条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(保険医療機関等の療養費及び家族療養費)

第三十四条の二 組合員又は被扶養者が第三十三条第一項第三号又は第四号の医療機関又は薬局から第三十二条第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接当該医療機関又は薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めるときは、組合は、第三十三条第一項第三号若しくは第四号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、当該医療機関又は薬局に対する支払に代えて、療養費又は家族療養費として、組合員に支給することができる。

第三十五条を次のように改める。
(保険医療機関等の療養担当等)

第三十五条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三条ノ二に規定する保険薬剤師をいう。以下同じ。)は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の

例により、組合員及び被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

第三十六条第一項中「国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定による」を「他の法律に基く共済組合の給付で」に改め、同条第二項中「組合員がその資格を喪失した際を」組合員の資格を喪失した日の前日まで引き続き一年以上組合員であつた者(以下「一年以上組合員であつた者」という。)が退職した際、に「組合員として」を「その者が退職しなかつたとしたならば前項の規定により」に改め、「資格を取得したとき」の下に「(家族療養費については、その被扶養者がその期間内に他の組合の組合員又はその被扶養者となつたときを含む。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 一年以上組合員であつた者が死亡した際、家族療養費を受けているときは、その者が死亡しなかつたとしたならば前二項の規定により受けることのできる期間、継続してこれを当該組合員であつた者の被扶養者として現に療養を受けている者に支給する。第三十七条第二項中「組合員であつた者」を「一年以上組合員であつた者」に改める。

第三十八条第三項を次のように改める。
3 一年以上組合員であつた者がその資格を喪失した際、哺育手当金を受けているときは、その資格を喪失しなかつたとしたならば第一項の規定により受けることのできる期間、継続してこれをその者の配偶者であつた者に支給する。

る期間、継続してこれをその者の配偶者であつた者に支給する。

第四十条第一項中「給付を受ける者の下に」(当該給付が家族療養費であるときは、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という。)を加え、「同項の規定により給付を受けた者」を「継続療養受給者であつた者」に、「前条第一項及び第二項を」前条」に改め、「埋葬料の下に」又は家族埋葬料」を加える。

第四十五条第一項後段中「組合員であつた者」を「一年以上組合員であつた者」に改め、同条第三項本文中「組合員」を「一年以上組合員であつた者」に改める。

第八十三条第五項及び第六項中「立入検査」を「質問又は検査」に改め、同条第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を削り、第三項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、この法律の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、組合に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

5 主務大臣は、組合の療養に関する短期給付についての費用の負担又は支払の適正化を図るため必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当てを行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当てに関し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は当該給付に係る療養を行つた保険医療機関若しくは保険薬局から報告若しくは資料の提出を求め、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に對し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録その他その業務に関する書類帳簿を検査させることができる。

第十九章を次のように改める。

第十章 罰則
(罰則)
第八十八条 第八十三条第三項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第八十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした役員、組合の事務に従事する公共企業体の職員又は組合に使用される者は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により、主務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第八十三条第四項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

三 この法律に規定する業務又は他の法律の規定により組合が行うものとされた業務以外の業務を行つたとき。

第九十条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当てを行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十三条第五項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則第二条中「国家公務員共済組合法」を「旧国家公務員共済組合法」に、「この法律による」を「昭和三十三年法律第六十九号。この法律による」に改める。

附則第四条第四項中「増加恩給」の下に「並びに恩給に関する法令の規定による傷病年金及び傷病賜金」を加え、「及び更新組合員に係る旧法の規定による退職年金」を並びに更新組合員に係る旧法又は国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の規定による退職年金及び減額退職年金」に改める。

附則第五条第一項第一号ただし書中「加算されることとなつて」の年月数」の下に「(法律第五十五号附則第二十四条第二項又は第三項の規定により恩給の基礎となる加算されることとなつて)の年月数を除く。」を加え、同条第三項中、「附則第十一條第一項及び第三十六條」を「及び附則第十一條第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他前二号に掲げる者に準ずる国家公務員又は地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の施行前に

準ずる国家公務員又は地方公務員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の施行前に

の制限又は支給の停止に、「同法の規定による当該退職年金」を「旧法若しくは国家公務員共済組合法の規定による当該退職年金、減額退職年金」に改め、「恩給の停止又は同法の規定による給付の制限を受けているときは、その年額からその停止又は制限を受けている金額の控除した後の金額とする。」を「恩給法第五十八条ノ三の規定による恩給の停止又は旧法第三十九条第一項ただし書、国家公務員共済組合法第七十七条第二項若しくは国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第十五条若しくは第十六条の規定による支給の停止を受けているときは、その年額からその停止を受けている金額を控除した後の金額とし、恩給法（第五十八条ノ三を除く。）の規定による恩給の停止又は旧法（第三十九条第一項ただし書を除く。）若しくは国家公務員共済組合法（第七十七条第二項を除く。）の規定による支給の停止若しくは給付の制限を受けているときは、その停止又は制限を受けないとした場合において受けることができる金額とする。」に改め、同条第五項中「旧法」の下に「若しくは国家公務員共済組合法」を加え、「退職年金若しくは」を「退職年金、減額退職年金若しくは」に、「同法」を「これらの法律に」、「受けた者」を「受けるべき者」に改め、「当該退職年金」の下に「若しくは減額退職年金」を加え、同条第六項中「旧法」の下に「若しくは国家公務員共済組合法」を加え、「受けた者」を「受けるべき者」に改め、同条第七項中「旧法」の下に「又

は国家公務員共済組合法」を加え、「同法第四十四条又は」を「旧法第四十四条若しくは」に、「差額の支給」を「差額又は国家公務員共済組合法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額の支給」に、「当該差額」を「当該差額に相当する金額」に改め、同条第八項中「差額の支給」を「差額又は国家公務員共済組合法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額の支給」に、「同法第四十四条」を「旧法第四十四条又は国家公務員共済組合法第八十三条第四項」に改め、同条第十三項中「旧法第五十一条第三号の規定による年金者遺族一時金」の下に「又は国家公務員共済組合法第八十三条第四項の規定による年金者遺族一時金の額」の下に「又は同法第八十三条第四項の規定による差額に相当する金額」を加える。

附則第二十六條第一項中「並びに附則第二十四條第三項から第五項まで、第八項及び第九項」を「及び附則第二十四條（第一項及び第二項を除く。）」に改め、

同項の表中		附則第九條		附則第十條	
		施行日	転入した日	施行日	転入した日
附則第九條	附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條
	附則第九條	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條	附則第二十六條第一項において準用する附則第九條
附則第十條		施行日	転入した日	施行日	転入した日
		附則第二十六條第一項において準用する附則第十條	附則第二十六條第一項において準用する附則第十條	附則第二十六條第一項において準用する附則第十條	附則第二十六條第一項において準用する附則第十條
附則第十一條第一項各号列記以外の部分		施行日	転入した日	施行日	転入した日
		附則第二十六條第一項において準用する附則第十一條第一項各号列記以外の部分	附則第二十六條第一項において準用する附則第十一條第一項各号列記以外の部分	附則第二十六條第一項において準用する附則第十一條第一項各号列記以外の部分	附則第二十六條第一項において準用する附則第十一條第一項各号列記以外の部分
附則第十八條第一項		施行日	転入した日	施行日	転入した日
		附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項
附則第十八條第一項		施行日	転入した日	施行日	転入した日
		附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項	附則第二十六條第一項において準用する附則第十八條第一項

附則第二十四條第三項から第五項まで
第一項の規定により組合員であつたもの
附則第二十六條第一項において準用する附則第五條の規定により組合員期間に算入される期間で転入した日まで引き続いてい

附則第二十四條第三項から第六項まで
第一項の規定により組合員であつたもの
附則第二十六條第一項において準用する附則第五條の規定により組合員期間に算入される期間で転入した日まで引き続いてい

附則第二十四條第七項
前項
附則第二十六條第一項において準用する附則第二十四條第六項

附則第二十六條中「職員」の下に「（日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前におけるこれらの者に相当する者を含む。）」を加え、
別表第四廢疾の程度三級の項第八号中「又はおや指」の下に「若しくはひとさし指」を加える。

別表第六中		十九年六		二十年以	
		十	四八五日	上	四八五日
		十	四八五日	上	四八五日
		十	四八五日	上	四八五日
		十	四八五日	上	四八五日
		十	四八五日	上	四八五日
		十	四八五日	上	四八五日
		十	四八五日	上	四八五日
		十	四八五日	上	四八五日
		十	四八五日	上	四八五日

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。
（被扶養者に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の際現に改正前の公共企業体職員等共済組合法（以下「旧法」という。）第二十四条に規定する被扶養者である者が

かわらず、なお従前の例による。
ただし、第一号に該当する者にあつては当該傷病手当金及び当該傷病手当金は負傷により生じた病氣による傷病手当金以外の給付、第二号に該当する者にあつては当該家族療養費及び当該病氣又は負傷により生じた病氣についての家族療養費以外の給付については、この限りでない。

一 この法律の施行の際現に傷病手当金の支給を受け、かつ、病院又は診療所に収容されている組合員又は組合員であつた者が家族療養費の支給を受けている者
二 その病氣又は負傷につき、この法律の施行の際現に組合員又は組合員であつた者が家族療養費の支給を受けている者

(二) 負担金に關する経過措置
第三條 この法律の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該病氣又は負傷及びこれらにより発生した病氣については、新法第三十三條第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該病氣又は負傷及びこれらにより発生した病氣により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第四條 組合は、当分の間、運営規則で定めるところにより、組合員が一部負担金に相当する金額を支払つたことにより生じた余剰財産の範囲内で一部負担金に相当する金額の払戻しその他の措置を行うことができる。

(療養費等)に關する経過措置
第五條 この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

(資格喪失後の給付に關する経過措置)
第六條 この法律の施行の際現に旧法第三十六條第二項(第四十四條第五項において準用する場合を含む)、第三十八條第三項若しくは第四十五條第三項の規定により支給されている給付又はこの法律の施行前に資格を喪失した組合員がこの法律の施行後に出産し、若しくは死亡したときに、旧法第三十七條第二項(第三十八條第二項において準用する場合を含む)、第四十條若しくは第四十五條第一項後段の規定が適用されるものとした場合にこれらの規定により支給される給付については、新法の相当規定にかかわらず、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)
第七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(更新組合員等)に關する経過措置
第八條 新法附則第五條第一項及び第三項、附則第九條並びに附則第十一條第一項(これらの規定を附則第二十六條第一項において準用する場合を含む)、附則第二十條第三項並びに別表第六の規定は、この法律の施行前に退職し、又は死亡した更新組合員及び転入組合員についても、適用する。

第九條 新法附則第二十一條第三項、第三項及び第九項の規定は、未帰還更新組合員の年金でこの法律の施行の時までの間に係るものについても、適用する。

(従前の給付に關する経過措置)
第十條 この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、この附則に特別の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

(増加恩給等の受給権の放棄)
第十一條 増加恩給を受ける権利を有する更新組合員若しくは更新組合員であつた者又は更新組合員若しくは更新組合員であつた者の遺族でこれらの者に係る恩給法(大正十二年法律第四十八号)第七十五條第一項第二号若しくは第三号の規定による扶助料を受ける権利を有するものが、総理府令で定めるところにより、昭和三十四年三月三十一日までに当該増加恩給又は扶助料を受けることを希望しない旨を裁定庁に申し出たときは、当該増加恩給及びこれと併給される普通恩給又は当該扶助料を受ける権利は、この法律の施行の日の前日において消滅したものとみなす。

2 前項の申出をした遺族に係る更新組合員又は更新組合員であつた者で増加恩給を受ける権利を有していたものは、組合の長期給付に關する規定の適用については、その死亡又は退職の時に於いてすでに当該増加恩給を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

3 第一項の申出をした遺族で恩給法第七十五條第一項第二号の規定による扶助料を受ける権利を有していたものは、組合の長期給付に關する規定の適用については、当該更新組合員又は更新組合員であつた者の死亡の時に於いてすでにその扶助料を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

該更新組合員又は更新組合員であつた者の死亡の時に於いてすでにその扶助料を受ける権利を有しなかつたものとみなす。

4 新法附則第十六條第二項及び第三項並びに附則第三十條の規定は、前二項の場合において準用する。この場合において、同法附則第十六條第二項及び第三項中「更新組合員であつた者」とあるのは「更新組合員であつた者又は更新組合員若しくは更新組合員であつた者の遺族」と、「その時まで」とあるのは「昭和三十三年十二月三十一日まで」と、「退職年金、減額退職年金及び退職年金又は減額退職年金」とあるのは「年金である給付」と、「退職一時金」とあるのは「一時金である給付」と読み替へるものとする。

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案
二、憲法調査会法の一部を改正する法律案
三、科学技術會議設置法案

一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案

(一般職の職員の給与に關する法律の一部改正)
第一條 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十九條の四第二項中「百分の二百六十」を「百分の二百八十」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第二條 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條第三項中「百分の六十・六二五以内」を「百分の六十一・〇四以内」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の一般職の職員の給与に關する法律第十九條の四第二項(裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)本則第三号及び防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第十八條の二第三項において準用する場合並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二條第三項(総理府設置法(昭和二十四年法律第七十七号)第十四條の二第三項において準用する場合を含む)の規定により基く場合を含む)の規定の昭和三十三年における適用については、同項中「百分の二百八十」とあるのは、「百分の二百六十」とあるのは、「百分の二百八十をこえない範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」とする。

3 昭和三十三年十二月十五日に支給する期末手当の額のうち改正前の一般職の職員の給与に關する法律第十九條の四第二項の規定により算出したその額をこえる部分を

同日に支給することができない場合においては、そのこえる部分は、同日から五日以内に支給することができ。

憲法調査会法の一部を改正する法律案

憲法調査会法の一部を改正する法律

憲法調査会法（昭和三十一年法律第百四十号）の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「七人」を「十二人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

科学技術會議設置法案
科学技術會議設置法
（目的及び設置）

第一条 科学技術の振興に資するため、総理府に、附屬機關として、科学技術會議（以下「會議」という。）を置く。

（諮問）
第二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる事項に關して関係行政機關の施策の総合調整を行う必要があると認めるときは、当該事項について會議に諮問しなければならない。

一 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。以下同じ。）一般に關する基本的かつ総合的な政策の樹立に關すること。
二 科学技術に關する長期的かつ総合的な研究目標の設定に關すること。
三 前号の研究目標を達成するために必要な研究で特に重要なもの

の推進方策の基本的策定に關すること。

四 日本學術會議への諮問及び日本學術會議の答申又は報告に關することのうち重要なもの（答申の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、前条の諮問に對する答申があつたときは、これを尊重しなければならない。

（組織）
第四条 會議は、議長及び議員八人をもつて組織する。

（議長）
第五条 議長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 議長は、會務を総理する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。

（議員）
第六条 議員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 大蔵大臣

二 文部大臣

三 經濟企画庁長官

四 科学技術庁長官

五 日本學術會議會長

六 科学技術に關してすぐれた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する者 三人

議長は、第四条及び前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、関係の國務大臣を、議員として、臨時に會議に参加させることができる。

3 第一項第五号の議員及び同項第六号の議員のうち一人は、それぞれ非常勤とする。

第七条 内閣総理大臣は、前条第一項第六号の議員を任命しうとす

るときは、兩議院の同意を得なければならない。

2 前条第一項第六号の議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、國會の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同号の議員を任命することができ。

3 前項の場合においては、任命後最初の國會で兩議院の承認を得なければならない。この場合において、兩議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその議員を罷免しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、前条第一項第六号の議員となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

第八条 第六條第一項第六号の議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第六條第一項第六号の議員は、再任されることができ。

第九条 第六條第一項第六号の議員は、第七條第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失ふものとする。

2 内閣総理大臣は、第六條第一項第六号の議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号の議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合において

は、兩議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第十条 議員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第六條第一項第六号の議員で常勤のものは、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。

第十一条 第六條第一項第五号及び第六号の議員の給与は、別に法律で定める。

（専門委員及び幹事）
第十二條 會議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 會議に、幹事を置く。

3 専門委員及び幹事は、非常勤とする。

（資料提出の要求等）
第十三條 會議は、その所掌事務を行ふため必要があると認めるときは、関係行政機關の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。（政令への委任）

第十四條 この法律に定めるもののほか、會議に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

（第六條第一項第六号の議員の任期の特例）
2 この法律施行の後最初に任命される第六條第一項第六号の議員

の任期は、第八條第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、一人については一年六月、二人については三年とする。

（總理府設置法の一部改正）
3 總理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中台風常變地帯対策審議會の項の次に次のように加える。

科学技術會議設置法（昭和三十一年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

（科学技術庁設置法の一部改正）
4 科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表中科学技術審議會の項を削る。

（特別職の議員の給与に關する法律等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「科学技術會議の議員に係る部分は、科学技術會議設置法（昭和三十三年法律第百号）の施行の日から」を「科学技術會議の常勤の議員及び非常勤の議員に係る部分は、科学技術會議設置法（昭和三十三年法律第百号）の施行の日から」に改める。